

離婚届の記載例と記入上の注意点

～婚姻時に夫の氏にて婚姻した妻が「婚姻前の氏で新戸籍をつくる」を選択された場合～

○届出時に登録している住所をご記入ください。

○離婚届だけでは、住所異動や世帯分離はできません。

別途住所異動届を提出してください。

○婚姻の際に氏が変わった方は婚姻前の氏に戻ります。この欄にチェックをつけ、本籍をご記入ください。

○離婚後も婚姻中の氏を引き続き称する場合は、別紙「離婚の際に称していた氏を称する届（77条の2）」の届出が必要です。その際は、この欄は記入不要です。

○未成年の子について、親権を行う子の氏名を必ず記入してください。

○離婚届だけでは、子の戸籍の変動はありません。

○離婚により別戸籍になった方の戸籍に子に移すためには、別途裁判所の許可が必要です。

婚姻中の氏名で、夫および妻欄に本人が自筆署名をしてください。

離婚届

令和 4 年 4 月 12 日 届出

宮崎県都城市 長 殿

書類調査

戸籍記載

記載調査

調 査 票

附 票

住 民 票

通 知

(1)氏 名

夫 みやこのじょう たろう 氏 名

妻 みやこのじょう はなこ 氏 名

都 城 太 郎

都 城 花 子

生 年 月 日

昭 和 61 年 10 月 10 日

平 成 3 年 2 月 2 日

住 所

(住民登録をして
いるところ)

宮崎県都城市姫城町6街区21号

宮崎県都城市中町16街区15号

本 籍

(外国人のときは
国籍だけを書いて
ください)

宮 崎 県 都 城 市 姫 城 町 6 ~~番地~~ 番

筆頭者の
氏名

都 城 太 郎

父母及び養父母
の 氏 名

夫の父 都城 一郎

続き柄 長 男

妻の父 乙野 武

続き柄 長 女

母 都城 幸子

母 乙野 有紀

父母との続き柄

養父

続き柄 養 子

養父

続き柄 養 女

養母

養 子

養母

養 女

離婚の種別

☒協議離婚

☐調停

☐審判

年 月 日成立

☐和解

☐請求の認諾

年 月 日成立

☐判決

年 月 日認諾

年 月 日確定

年 月 日確定

婚姻前の氏に

☐夫 は ☐もとの戸籍にもどる

☒妻 は ☒新しい戸籍をつくる

もどる者の本籍

宮崎県都城市中町16 ~~番地~~ 番

筆頭者の
氏名

乙 野 花 子

未成年の子の
氏 名

夫が親権
を行う子

妻が親権
を行う子

都 城 かおる

同居の期間

平成 28 年 1 月 から

令和 2 年 3 月 ま で

(同居を始めたとき)

(別居したとき)

別居する前の
住 所

宮崎県都城市姫城町6街区21 ~~番地~~ 番 号

別居する前の
世帯のおもな
仕事と

☐1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯

☐2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

☒3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）

☐4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）

☐5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯

☐6.仕事をしていない世帯

(国勢調査の年...から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)

夫妻の職業

夫 宮崎県都城市 姫城町 6街区 21番 号

妻 宮崎県都城市 中町 16街区 15番 号

その他

届出人署名

(※押印は任意)

夫 都城 太郎 印

妻 都城 花子 印

事件簿番号

連絡先

電話(090) 1234 - ○□△□ 自宅・勤務先

携帯()方

届書はA3サイズで提出してください。

○黒のボールペンを使用し、丁寧に記入ください。消せるボールペンや鉛筆などは使用しないでください。

○土日祝日、業務時間外に届出する場合は、警備員室での受付になります。翌開庁日以降に戸籍担当が記載内容を確認し、不備がなければ届出された日にさかのぼって受理となります。

○記入漏れ、誤りなど書類に不備がある場合や受理できない場合は、後日来庁いただくことがあります。

○業務時間は、平日午前8時45分から午後4時30分です（年末年始を除く）。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通または3通提出してください（市区町村役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。）。また、そのさい戸籍謄本1通もあわせて提出してください。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証 人

(協議離婚のときだけ必要です)

署 名

(※押印は任意)

都 城 一 郎

印

乙 野 武

印

生 年 月 日

昭 和 35 年 4 月 12 日

昭 和 41 年 8 月 22 日

住 所

宮崎県都城市蔵原町
11街区25号

宮崎県都城市山田町山田
3881番地7

本 籍

宮崎県都城市蔵原町11 ~~番地~~ 番

宮崎県宮崎市橋通西一丁目
1 ~~番地~~ 番

○には、あてはまるものに○のしるしをつけてください。

する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に提出してください。）。
をあげた年月または同居を始めた年月
をあげた年月または同居を始めた年月

裁判所が関与しない離婚は「協議離婚」です。

未成年の子がいる場合には、あてはまる項目に必ずチェックしてください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

☒面会交流について取決めをしている。

☐まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

☐養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

このチェック欄についての法務省の解説動画

子の養育に関する合意書作成の手引きとQ&Aをご覧ください。

※注意点

◆もとの戸籍に戻る場合、婚姻前のもとの戸籍に記載されたすべての人が「除籍」となっている場合は戻れません。本人が筆頭者となり新しい戸籍をつくることになります。

◆新本籍は、届出する時点で存在する土地の地番におくことができます。なお、住居表示地域の場合はその街区符号となります（例：都城市姫城町6街区21号の場合は都城市姫城町6番となります）。アパート名等は本籍には入りません。

◆新本籍を設定することが可能かは、新本籍を設定する市区町村役場にお問い合わせください。

◆ご不明な点は、市区町村の戸籍担当にご相談ください。